

## 家内労働委託者のみなさま

### － 委託状況届の提出は4月30日までに －

栃木労働局では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法に基づき、家内労働手帳の交付の徹底、最低工賃の決定及びその周知、安全及び衛生の確保等の施策を推進しております。

家内労働者に物品の加工等を委託している場合は、毎年4月1日現在の状況について、家内労働法第26条、同法施行規則第23条に基づき「委託状況届」を**4月30日までに**所轄の労働基準監督署を経由して栃木労働局長に提出することが定められております。

なお、「委託状況届」の様式は、以下のお問い合わせ先、提出先に続き、掲載しておりますので、ご利用ください。

#### ◀ 委託状況届に関する問い合わせ先 ▶

栃木労働局労働基準部 〒320-0845 宇都宮市明保野町 1-4 賃金室 宇都宮第2地方合同庁舎	TEL 028-634-9109
--	------------------

#### ◀ 委託状況届の提出先 ▶

宇都宮労働基準監督署 〒320-0845 宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第2地方合同庁舎別館 (管轄区域) 宇都宮市・さくら市・那須烏山市・高根沢町・那珂川町	TEL 028-633-4251
足利労働基準監督署 〒326-0807 足利市大正町 864 (管轄区域) 足利市	TEL 0284-41-1188
栃木労働基準監督署 〒328-0042 栃木市沼和田町 20-24 (管轄区域) 栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町・佐野市	TEL 0282-24-7766
鹿沼労働基準監督署 〒322-0063 鹿沼市戸張町 2365-5 (管轄区域) 鹿沼市	TEL 0289-64-3215
大田原労働基準監督 〒324-0041 大田原市本町 2-2828-19 (管轄区域) 大田原市・矢板市・那須塩原市・那須町	TEL 0287-22-2279
日光労働基準監督署 〒321-1261 日光市今市 305-1 (管轄区域) 日光市・塩谷町	TEL 0288-22-0273
真岡労働基準監督署 〒321-4305 真岡市荒町 5203 (管轄区域) 真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・上三川町	TEL 0285-82-4443

# 委 託 状 況 届

家内労働者に物品の加工等を委託している場合は、毎年4月1日現在の状況（家内労働法第26条同施行規則第23条）について、下記事項を記入の上、**4月30日までに所轄の労働基準監督署**に提出してください。

事業の種類（具体的な製品名）		営業所の名称 （ふりかな）					営業所の所在地 〒  電話番号（ ）						
委託業務の内容 （具体的に記入してください。）	委託地域 （市町村名）	家内労働者数					補助者数					代理人数	
		男	うち 18歳 未満	女	うち 18歳 未満	計	うち 18歳 未満	男	うち 18歳 未満	女	うち 18歳 未満		計
	栃木県 （ ）												
	栃木県 （ ）												
	県 （ ）												
	県 （ ）												

家内労働の概況（すべての委託者のかたへ：委託の概況について記入にご協力ください。）

1 委託者の区分

（○印をして下さい。）

1	製造・加工業者、販売業者
2	請負業者

2 家内労働者の類型別数

（上表の家内労働者数に対応）

（人）

	専業	内職	副業
県内家内労働者			
県外家内労働者			

3 補助者の類型別数

（上表の家内労働者数に対応）

（人）

	専業	内職	副業
県内補助者			
県外補助者			

4 危険有害業務に従事する家内労働者数（該当がある場合に記入してください。）

（人）

区 分	性 別				類 型 別						
	男		女		専 業		内 職		副 業		
	家内労働者	補助者									
①プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業											
②有機溶剤又は有機溶剤含有物を使用する作業											
③鉛又は鉛化合物を使用する作業											
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業											
⑤動力により駆動される機械を使用する作業（編み機・ミシン等）											
⑥木工用機械を使用する作業											
⑦火薬類を使用する作業（花火製造等）											
⑧上記①～⑦までの作業を除く危険有害業務											
ワープロ作業従事者											

令和 年 月 日

栃木労働局長 殿（労働基準監督署経由） 委託者 氏名 \_\_\_\_\_

記入上の注意

- 「事業の種類（具体的な製品名）」欄には、委託者の事業の種類及び具体的な製品名を記入すること。
- 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、委託地域別に記入すること。
- 「1区分」欄は、事業内容が、製造加工・販売業者か請負業者かの別により、○で囲むこと。
- 「2家内労働者の類型別数」及び「3補助者の類型別数」欄は、それぞれの人数を記入すること。
- 定 義 補助者：家内労働者の同居の親族であって、当該家内労働者の業務を補助している者。  
代理人：委託者の名で家内労働者に仕事を委託する等、委託者のために行為をする者。  
専 業：家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が単独で、または家族とともに従事するもの。  
内 職：世帯主以外の家族が、家計の補助等のために家内労働に従事しているもの。  
副 業：家内労働の他に本業を有し、本業の合間に単独または家族とともに家内労働に従事するもの。
- 委託者氏名が自筆の場合、押印は省略できること。